

# 年度 市民税・県民税・国民健康保険税申告書 本人確認書類(写し)添付台紙

現住所	ふりがな	
	氏名	

申告書を提出する際は、**毎回**マイナンバー(個人番号)の記載と、本人確認書類の提示または添付が必要です。(本人確認書類の主な例は裏面をご確認ください。)

## 【注意事項】

- ・ **申告会場、市民税課窓口、保険課窓口へ申告書を提出する場合は、本人確認書類は提示のみで、添付(この台紙を提出する)の必要はありません。**
- ・ 郵送で申告書を提出される場合は、本人確認書類(写し)をこの台紙に貼り、申告書と一緒に提出してください。
- ・ 申告書を支所、出張所窓口へ提出する場合や申告会場、市民税課に投函する場合は郵送の扱いとなります。

## 本人確認書類添付欄

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方

マイナンバーカードの表面及び裏面の**写し**を貼ってください。

(表面)



(裏面)



マイナンバーカードをお持ちでない方

「①番号確認書類」の**写し**と「②身元確認書類」の**写し**をそれぞれ貼ってください。

原本を貼ることのないよう、ご注意ください。

### ①番号確認書類

ご本人のマイナンバーを確認できる書類の**写し**1点

- ・ マイナンバー通知カード  
(氏名・住所等が住民票の記載事項と一致しているもの)
- ・ 住民票の写し(マイナンバーの記載があるもの)



### ②身元確認書類

記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類の**写し**1点

- ・ 運転免許証
- ・ 公的医療保険の被保険者証  
※ 保険者番号及び被保険者等記号・番号部分が見えない程度にマスキング(塗りつぶし)をお願いします。
- ・ 身体障害者手帳
- ・ パスポート
- ・ 在留カード など



郵送で提出される方は、  
右の部分を切り取って、  
宛名としてご利用ください。

〒390-8620

松本市丸の内3番7号

松本市役所 市民税課 行



# マイナンバー(個人番号)を記載した 申告書の提出時の本人確認について



## ◆本人が申告書等を提出する場合

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方

①番号確認書類	②身元確認書類
マイナンバーカードの裏面	マイナンバーカードの表面

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちでない方

①番号確認書類	②身元確認書類
<p>【以下の書類を1点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバー通知カード (氏名・住所等が住民票の記載事項と一致しているもの)</li> <li>・住民票の写し (マイナンバーの記載があるもの)</li> </ul>	<p>【以下の書類を1点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証 ・運転経歴証明書</li> <li>・公的医療保険の被保険者証 ※ 保険者番号及び被保険者等記号・番号部分が見えない程度にマスキング(塗りつぶし)をお願いします。</li> <li>・年金手帳 ・身体障害者手帳</li> <li>・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・パスポート ・在留カード</li> <li>・住民票の写し ・納税通知書 ・源泉徴収票 など</li> </ul>

## ◆代理人が申告書等を提出する場合

①本人の番号確認書類	②代理人の身元確認書類	③代理権限の確認書類
<p>【ご本人の以下の書類を1点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード(両面)</li> <li>・マイナンバー通知カード (氏名・住所等が住民票の記載事項と一致しているもの)</li> <li>・住民票の写し (マイナンバーの記載があるもの)</li> </ul>	<p>【代理人の以下の書類を1点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード</li> <li>・運転免許証 ・運転経歴証明書</li> <li>・公的医療保険の被保険者証 ※ 保険者番号及び被保険者等記号・番号部分が見えない程度にマスキング(塗りつぶし)をお願いします。</li> <li>・年金手帳 ・身体障害者手帳</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・療育手帳 ・パスポート</li> <li>・在留カード ・住民票の写し</li> <li>・納税通知書 ・源泉徴収票 など</li> </ul>	<p>【以下の書類を1点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委任状(原本) ※ 同じ世帯の方は、委任状は不要です。 ※ 住民票上、世帯分離をしている場合は、委任状が必要です。</li> <li>・税務代理権限証書</li> <li>・登記事項証明書 (成年後見人などの場合)</li> </ul>



郵送で提出される方は、  
表面の点線部分を切り  
取って、宛名としてご  
利用ください。